

# 男山団地 E 地区住宅管理組合

## 規約・細則

2014年度（平成26年度） 改訂版

# 男山団地 E 地区住宅管理組合

## 男山団地 E 第 住宅管理組合同規約

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この組合は、京都府住宅供給公社（以下「公社」という。）が住宅金融公庫の融資を受けて京都府八幡市男山雄徳 番地に建設した男山団地 E 棟住宅、男山団地 E 棟住宅、男山団地 E 棟住宅にかかる共用部分の維持管理その他組合員の共同目的の達成に必要な業務をおこない、もって組合員の福祉を増進し共同生活の円滑な運営をはかることを目的とする。

(名称および事務所)

第 2 条 この組合は、男山団地 E 第 住宅管理組合（以下「組合」という。）と称し、事務所を前条に掲げる住宅内におく。

(構成)

第 3 条 この組合は、第 1 条に掲げる住宅の区分所有者全員をもって構成する。

(共用部分・専有部分の範囲)

第 4 条 この規約で定める共用部分とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 共同住宅の敷地
- (2) 共同住宅の建物の躯体部分、屋根および外壁面
- (3) 南側バルコニー、仕切り板、北側バルコニー
- (4) 共同住宅の階段室、パイプダクト、郵便受箱、掲示板
- (5) 共同住宅の建物内部における各住宅間の配電設備及び給排水衛生設備、水道用遠隔指示メーター
- (6) テレビ集合アンテナ、屋上昇降用マンホール
- (7) 足洗場、屋外給排水管ならびに共用水栓、消火栓
- (8) 屋外一般排水配管、排水溝並びに溜枳
- (9) 階段灯、外灯、非常ベル
- (10) 駐車場、自転車置場、アプローチ、ゴミコーナー、擁壁、階段、土羽
- (11) 敷地内の植樹、フェンス、花壇
- (12) 児童遊園地（施設を含む）
- (13) 前各号に類するその他の共用部分
- (14) E 地区集会所（土地及び建物）

2 この規約で定める専有部分とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住宅番号を付した住戸
- (2) 専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次の通りとする。
  - ① 天井、床及び壁は、躯体部分（構造体部分）を除く部分を専有部分とする。
  - ② 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。
  - ③ 外部に面する窓枠は、専有部分に含まれないものとする。
  - ④ 設備配管類のうちTVアンテナ配管は、専有部分内の端子のみを専有部分とする。
  - ⑤ 設備配管類のうち電話線は、配管内の配線は共用部分とし、それ以外の専有部分内の配線及び端子は専有部分とする。
- (3) (1)、(2)の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

(共用部分の所有)

第5条 共用部分は、区分所有者の共有とする。ただし、第4条第12号に掲げるものについては、男山団地E第1住宅管理組合から男山団地E第6住宅管理組合の6組合の区分所有者全員の共有とする。また、第4条第14号に掲げるものについては、別途定める「男山団地E地区集会所に関する規約」の扱いによるものとする。

(規約の根拠)

第6条 この規約は、「建物の区分所有等に関する法律」（制定昭和37年4月4日法律第69号、改正昭和58年5月21日法律第51号、改正昭和63年12月30日法律第108号、改正平成14年12月11日法律第140号、以下「法」という。）第30号に規定する規約とする。

## 第2章 共用部分の維持管理

(原則)

第7条 共用部分の維持管理および変更、処分ならびにこれらに付随する業務は、組合がこれをおこなうものとする。ただし、第4条第14号に掲げるものの内、建物については京都府との共有物であり、別途定める「男山団地E地区集会所に関する規約」の扱いによるものとする。

- 2 組合は、前項に規定する業務の全部または一部を第三者に委託しようとするときは、総会において組合員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(共用部分の変更)

第8条 共用部分の変更をしようとするときは、組合員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。ただし、共用部分の改良については総会の議決で足りるものとする。

- 2 共用部分の維持修繕については、理事会の議決によりこれを行なうものとする。
- 3 前2項に規定する共用部分の変更、または維持修繕を行なうことにより専有部分

に特別の影響をおよぼすおそれがあるときは、その所有者の承諾を得なければならないものとする。

(財産の処分)

第9条 組合が財産を処分しようとするときは、総会において組合員総数の4分の3以上の議決を得なければならないものとする。

### 第3章 組合員

(資格)

第10条 この住宅の区分所有者は、その区分所有権の取得と同時に組合員となるものとする。

2 組合員がこの住宅の区分所有権を譲渡したとき、または死亡したときは、組合員の資格をそう失する。

3 組合員またはその遺族は、前2項の規定により資格を取得したとき、又は、そう失したときはただちにその旨組合に届け出なければならない。

(権利義務の承継)

第11条 組合員が前条第2項の規定によって組合員の資格をそう失したときにおいて、当該組合員から住宅の区分所有権の譲渡を受けた者、または当該組合員の相続人もしくは財産管理人は組合員としての権利義務一切を承継するものとする。

(共用部分の使用)

第12条 組合員は、共用部分はその用法に従って使用することができる。使用にあたっては組合員の共同の利益に反する行為をしてはならない。

(組合の承認を要する行為)

第13条 組合員は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、組合の承認を得なければならない。

(1) 専有部分の外観および建物構造（第14条第1号に規定する構造部を除く。）の変更をすること。

(2) 住宅に重量物を搬入しまたは設置すること。

(3) 電気、ガス、給排水等の設備に多大の影響をおよぼすおそれがある設備、機械および器具を設備附加または変更すること。

(4) 建物内外に看板、掲示板、広告、標識等を設置または貼付すること。

(禁止事項)

第14条 組合員またはその区分所有をする住宅に居住する者は、次の各号に該当してはならない。

(1) 建物構造上必要欠くことのできない主要構造部（耐震壁梁、床板）の耐力を損なうおそれのある変更をすること。

- (2) 専有部分の一部または全部を店舗、事務所、倉庫、その他住宅以外の目的に使用すること。
- (3) 騒音その他により、他の居住者の迷惑となる行為をすること。
- (4) 多量の爆発性・引火性を有する物品、その他危険・不潔または悪臭のある物品を敷地内または建物内に搬入、格納すること。
- (5) 他の居住者にたいして、迷惑または危害を及ぼすおそれのある動物を飼育すること。
- (6) 組合員または居住者自らが、暴力団等の構成員であること。
- (7) 専有部分を暴力団構成員・組織等に譲渡または貸与すること。
- (8) 前各号のほか、他の居住者に迷惑を及ぼし、または組合員共同の利益に反する行為をすること。

(組合費等)

第15条 組合員は敷地及び共用部分等の管理に要する経費並びに管理組合の業務遂行に関する費用に充当する為次の費用（以下「組合費等」という）を管理組合に納入しなければならない。但し、組合費等の額の決定又は変更については総会の同意を得て理事長がこれを定めるものとする。

- (1) 組合費
  - (2) 修繕積立金
  - (3) 敷地及び共用部分等に係わる使用料等（駐車料 駐輪料）
- 2 前号の組合費の負担割合は組合員が所有する住宅の戸数より按分するものとする。
  - 3 組合費の徴収は臨時の経費を除き毎月これをおこなう。
  - 4 臨時の経費の額ならびに徴収方法については理事会の同意を得て理事長がこれを定めるものとする。
  - 5 月の中途において組合員の資格を取得し、また喪失した場合においても組合費はその月分の全額を徴収するものとする。
  - 6 組合員は、組合員の資格を喪失したときは既に納付した組合費の払い戻しを請求することができない。

(組合費)

第15条の2 組合費は次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

- (1) 備品、消耗品費
- (2) 理事活動費
- (3) 共用電気、水道料金
- (4) 清掃費
- (5) 管理委託費
- (6) 組合活動費

(7) 管理組合の運営に要する費用

(修繕積立金)

第15条の3 管理組合は計画補修費を修繕積立金として積み立てるものとする。

- 2 修繕積立金は次の各号に掲げる特別な管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。
  - (1) 一定年数の経過ごとに計画的に行う改修工事
  - (2) 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
  - (3) 敷地及び共用部分等の変更または処分
  - (4) その他敷地及び共用部分等の管理に関し組合員全体の利益のために特別に必要な管理
- 3 管理組合は前項各号の経費に当てるため借入れをした時は修繕積立金をもってその償還に充てることができる。
- 4 修繕積立金については組合費とは区分して経理しなければならない。

(駐車料、駐輪料)

第15条の4 駐車料、駐輪料は、それらを管理に要する費用に充てるほか、組合費として使用するものとする。第15条の2に定める通常の管理に要する費用に充当する。

(組合費の過不足)

- 第15条の5 収支決算の結果組合費に余剰が生じた場合その余剰は翌年度の費用に充当する。ただし、総会の決議を得て、その余剰の全部または一部を翌年度の修繕積立金に繰り入れることができるものとする。
- 2 組合費に不足が生じた場合にあっては理事長は総会の決議を経て組合員に必要な金額の負担を求めることができる。

(借入れ)

第15条の6 管理組合は規約第15条の3に定める業務（修繕積立金の取り崩し）を行うために必要な範囲内において、借入れをすることができる。

(共用部分の損傷に対する責任)

第16条 組合員が、自己の責に帰すべき事由によって共用部分を損傷したときは、その補修費用の全部または一部をその者が負担しなければならないものとする。

(組合員の届出義務等)

第17条 組合員資格を取得または権利義務一切を継承した場合、管理組合同規約及び同使用細則を遵守する誓約書を組合に提出しなければならない。

- 2 組合員は、その専有部分の全部を他のものに使用させようとするときは、その旨を組合に届け出なければならない。この場合において組合員が意思表示をしない限り、この規約の規定により取得しまたは負担しなければならない権利、義務に関しては、その者にすべて委任があったものとする。

3 次の各号に該当する場合は、何ら催告を必要とせず賃貸借契約は無効とみなし、賃借人は当該物件を明け渡さなければならない。

- (1) 専有部分を暴力団構成員に貸与したとき。
- (2) 暴力団構成員を居住、または反復、継続して出入りさせたとき。
- (3) 共用部分その他近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野または乱暴な言動をして、他の入居者等に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。

(注意事項の遵守)

第18条 組合員は、この規約に定めるもののほか、管理上必要な注意事項を通知または掲示したときは、これを遵守しなければならないものとする。

(勧告)

第19条 組合員またはその区分所有をする住宅に居住する者が、この規約に違反し、または住宅における共同生活の秩序を著しく乱す行為をしたとき、理事長は総会の議決を経て、当該組合員またはその区分所有をする住宅に居住する者にたいして共同生活の秩序保全に関する勧告をすることができる。ただし、緊急を要するときは理事長は理事会の同意を得て、ただちに勧告することができるものとする。

2 前項前段の規定による勧告に関する議決には、勧告を受ける組合員は、その議決に加わることができないものとする。

## 第4章 役員および会議

(役員)

第20条 この組合は次のとおりの役員をおく

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 前項の役員は、組合員のうちより総会において選出するものとし、理事は、階段を共用する住宅10戸毎に1名、監事は全戸より2名を選ぶものとする。

3 理事のうちから理事長、副理事長各1名を互選するものとする。

4 役員は兼任することができない

5 役員の任期は1年とするが、必要に応じて2年まで再任することができる。

6 役員に欠員を生じたときは遅滞なく補充し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

7 役員は、その後任者が選出されるまで、その職務をおこなうものとする。

8 役員は、この規約に特別の規定がある場合を除くほか、総会の議決を得なければ、組合からその職務に対する報酬を受けることができない。

9 なお、役員が必要と認めた場合、総会の承認により、組合員の中から理事以外の専門委員を選出することができる。任期は理事と同様とするが、再選は妨げない。

(理事長)

第21条 理事長は、法第25条に規定する「管理者」となり、組合を代表する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第22条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは理事長を代理するほか業務担当理事となり、理事会の決議または決定を執行するものとする。

(会計担当理事)

第23条 理事の中から互選により会計担当理事1名を選出する。

2 会計担当理事は、組合の会計をつかさどるものとする。

(監事)

第24条 監事は、組合業務および会計について監査をおこなうほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事の責任)

第25条 理事が、故意または過失により任務の遂行を怠ったために組合が損害をこうむったときは、理事は、組合にたいして連帯して賠償の責を負うものとする。

(理事と組合との契約)

第26条 この組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事の訴訟についても同様とする。

(定期総会)

第27条 定期総会は毎年1回4月にこれを招集するものとする。

2 総会は、理事長がこれを招集する。

(臨時総会)

第28条 臨時総会は、理事長が必要と認めるときにこれを招集するものとする。

2 組合員数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して請求のあったときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

(招集手続)

第29条 総会を招集しようとするときは、開会の日より少なくとも5日前までに会議の目的である事項を示して全組合員に通知しなければならない。ただし、特別の事情により総会の招集が緊急を要すると認めるときはこの限りでない。

(定足数)

第30条 総会は、組合員総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、この規約の規定により、組合員総数の4分の3以上の同意を必要とする事項を議決しようとするときは、組合員総数の4分の3以上の出席を必要とする。

(議長)



第31条 総会の議長は、理事長または理事長が指名した組合員がこれにあたる。

(議決事項)

第32条 総会の議決承認を要する事項は、法令またはこの規約に特別の規定があるもののほか、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 組合規約の改廃
- (2) 組合費の賦課および徴収の方法または変更
- (3) 毎年度の収支決算および事業計画予算の決定または変更
- (4) 組合の運営または業務執行に係る基本的な方法の決定または変更
- (5) 共用部分の範囲の決定ならびに処分または変更に係る方針の決定
- (6) その他組合員の共同利益に係る基本的事項および重要な事項

(議決数等)

第33条 総会の議決は、法令またはこの規約に特別の規定がある場合を除き、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

- 2 組合員は、その所有する住宅1戸につき1個の議決権を有するものとする。
- 3 組合員は、書面により議決権を行使することができるものとする。

(書面による議決)

第34条 理事長は、総会を招集するいとまがないと認められるときは、総会の議決について書面により持廻りのうえこれを決することができるものとする。

(議事録の作成および保管)

第35条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長がこれに署名捺印しなければならない。
- 3 理事長または理事長から指名された理事は、議事録を保管し利害関係人の請求があったときは、これを閲覧させなければならないものとする。

(理事会)

第36条 理事会は、理事をもって構成し、総会の議決またはこの規約の規定に基づく組合業務の執行について必要な事項を決定するものとする。

- 2 理事会は、必要のつどこれを開催する。
- 3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その3分の2以上で決するものとする。
- 4 理事会は、事案の必要により専門委員の出席を求め、その助言を受けるものとする。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第37条 管理組合の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入及び支出)

第38条 管理組合の会計における収入は第15条に定める組合費等(組合費、修繕積立金)敷地及び共用部分等に係わる使用料等(駐車料、駐輪料)によるものとし、その支出は第15条の2から第15条の5に定めるところに従い通常管理、大規模改修等の特別管理、駐車、駐輪場等の管理等の諸費用に充当する。

(予算)

第39条 理事長は毎会計年度の収支予算案を作成して4月の定期総会に提出しその承認を得なければならない。

2 収支予算の総額100万円を越える時、理事長はその案を臨時総会に提出しその承認を得なければならない。但し緊急を要する場合は理事会の同意を得て、事後の総会に区別して承認を求めることができる。

3 前項に係わる臨時総会の開催については通常定期総会の開催に準じて行うものとする。

(決算)

第40条 理事長は毎会計年度の収支決算書を作成し監事の監査を受け定期総会に提出しその承認を得なければならない。

## 第6章 雑 則

(専従職員の任免等)

第41条 理事長は、理事会の同意を得て、組合専従職員の採用、解雇ならびに給与に関する事項等の一切を決めるものとする。

(規約の改正)

第42条 この規約を改正しようとするときは、総会において、組合員総数の4分の3以上の同意を得なければならないものとする。

(細則の決定)

第43条 この規約の実施について必要な事項は、総会の議決を得て理事長がこれを定めるものとする。ただし、金銭の支出を伴わない軽微な事項については理事長が専決することができる。

(規約の保管)

第44条 この規約は、理事長が保管するものとし各区分所有者は、それぞれ写を保有するものとする。

(児童遊園地の維持管理)

第45条 第4条第1項第12号に掲げる児童遊園地の維持管理については、当該共用部分の譲受人全員で行なうものとし、これに要する維持管理費を、第15条第2項の規定に

より負担しなければならない。

#### 附 則

1. この規約は、1975年（昭和50年）4月1日から適用する。
2. この規約に定めのない事項については、法令および民法の規定によるものとする。
3. この規約は、1990年（平成2年）5月1日から適用する。
4. この規約は、1996年（平成8年）4月1日から適用する。
5. この規約は、1997年（平成9年）4月1日から適用する。
6. この規約は、1998年（平成10年）4月1日から適用する。
7. この規約は、2000年（平成12年）4月1日から適用する。
8. この規約は、2001年（平成13年）4月1日から適用する。
9. この規約は、2004年（平成16年）4月1日から適用する。
10. この規約は、2009年（平成21年）4月1日から適用する。
11. この規約は、2012年（平成24年）4月1日から適用する。
12. この規約は、2013年（平成25年）4月1日から適用する。

（第4章第20条の5、9項、同第36の4項改訂）

## 駐 車 場 管 理 規 約

第1条 男山団地E住宅管理組合（以下、「組合」という。）は、この住宅の敷地内における自動車の駐車について組合員の共同の利益と秩序を守るため次のとおり定める。

第2条 組合員および区分所有をする住宅の居住者は、組合の承認を得て住宅敷地内に自動車を駐車することができる。

2 前項の規定による自動車の駐車場の使用は、1戸当たり乗用車1台とする。

3 指定された駐車区域内に駐車できない車両の使用は許可しない。

第3条 自動車の駐車場を使用しようとする者は、組合に届け出て、その承認を受けなければならない。

第4条 前条の規定により承認を受けた者が、自動車の駐車場の使用を中止したときは、所定の手続きを経て、その旨を速やかに組合に届けなければならない。

2 3ヵ月以上駐車場を利用しない場合は、使用料を支払っていても使用しないものとみなし、許可を取り消す。なお、使用を取り消された月までの使用料は返却しない。

第5条 第3条の規定により承認を受けた者は、次の各号に掲げた事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車は定められた場所におこなうものとし、秩序ある駐車をすること。

(2) 住宅敷地内における自動車の取扱については慎重を期し、安全を確保すること。

(3) 共用部分に損傷を与えた場合は、所定の手続きを経て組合に届け出なければならない。

第6条 駐車場の使用料は、定められた額を組合費とともに毎月組合に納付しなければならない。

2 月の途中において駐車を開始し、また中止した場合においても前項の使用料は変更しないものとする。

第7条 第3条の規定により承認を受けた者に、組合は車庫証明を発行する。

第8条 第3条の規定による承認を得ない者および第2条、第5条または第6条の規定に従わない者に対しては、組合は駐車場の使用を禁止するものとする。

第9条 駐車場内における自動車の保管は使用者においておこない、盗難・事故・損傷等に対しては、組合はその責任を負わない。

第10条 この規約の改廃は、この組合の総会の議決によりこれをおこなうものとする。

(附則)

1. この規約は1990年（平成2年）5月1日から施行する。
2. この規約は2014年（平成26年）4月1日から施行する。

※ 規約運用における注意事項

1. 又貸しを禁止する。
2. 来客者の自動車の駐車は原則として許可しない。
3. 車庫証明のみの発行はしない。
4. 駐車許可証を所定の位置に表示する。

## 男山団地E第 住宅管理組合規約等の細則

(目的)

第1条 この細則は、男山団地E第 住宅管理組合規約（以下「規約」という。）及び駐車場管理規約（以下「駐車規約」という。）の細則を定める。

(資格変更の手続)

第2条 規約第10条第3項により、男山団地E第 住宅管理組合（以下「組合」という。）に届け出るときは、様式Ⅰの用紙によるものとする。

(組合の承認を要する行為の手続)

第3条 規約第13条 (1) (2) (3) の各号に定める行為をするときは、様式Ⅱの用紙により実施の少なくとも30日前に組合に届け出なければならない。尚、提出部数は2部とする。

2 前項により届け出のあったとき、組合は京都府住宅供給公社に意見を求め、承認の可否を決定し、届け出者に通知する。組合は届け出書に理事長印を押印することにより承認を行う。

3 規約第13条 (4)号に定める行為をするときは、口頭により各理事に届け出るものとする。組合は、貼付物に理事印を押印することにより承認する。貼付期間は原則として10日間を限度として、届出者が貼付物を回収するものとする。本項は組合員以外のものがその行為をするときも同じ扱いをする。

(組合費の徴収方法)

第4条 組合員又はその権利継承者は、組合費を納めるとき組合が認める場合を除き、京都銀行男山支店に口座を開設し、口座振替により行なわなければならない。

2 組合員は、資格変更その他の理由により、組合費の支払者又は口座の変更のある時はただちに様式Ⅲの用紙により、会計担当理事に届け出なければならない。

3 組合員は、組合費支払者の変更のあるときは組合費の未納入期間が発生しないよう処置しなければならない。

(共用部分の損傷時の手続)

第5条 組合員及びその他の者が自己の責に帰すべき理由によって共用部分を損傷したときは、様式Ⅳの用紙により組合に届け出て、組合の承認を得てから補修を行なわなければならない。届け出書は2部提出するものとし、組合は理事長印を押印することをもって承認する。

(組合員の届け出)

第6条 規約第17条に定めるところによる誓約書は、様式Ⅴ-1及び様式Ⅴ-2の用紙によるものとする。

2 組合員は、1ヵ月以上に亘って住居を不在にするとき、様式Ⅴ-3の用紙により、組合に届け出なければならない。

(駐車場の使用の承認)

第7条 駐車規約第3条による届け出は、様式Ⅵの用紙により行なうものとする。届け出部数は2部とし、組合は理事長印を押印することにより承認する。

2 前項の規定は、月間に延べ10日間以上、自動車を駐車しようとするものに適用する。

(駐車場の廃止変更の手続)

第8条 駐車規約第4条による届け出は、様式Ⅶの用紙により行なう他、関係官庁に対する処置を行なうものとする。

2 駐車する自動車の車種・プレート番号に変更のあったときは、様式Ⅷの用紙により組合に届け出なければならない。

(駐車場使用料の徴収)

第9条 駐車規約第6条に定める使用料は、第4条に定める方法に準ずる。第4条のうち「組合費」を「駐車場使用料」と読み替えるものとする。

(組合員の弔いに関する事項)

第10条 組合は、規約第1条に規定する目的達成の一環として組合員及びその家族の弔いに関し、以下の処置をする。

- (1) 組合員及びその同居人が死亡されたとき香典として1名につき5,000円を出し、しきび又は花輪をそなえる。
- (2) 喪主より要請のあったとき、組合は協力する。

(非常ベルのなったときの処置)

第11条 規約第4条に定める非常ベルがなったとき、組合は以下の処置をする。在宅の理事は協力して、非常ベルを鳴らした組合員名、ならした理由を確認し記録を残す。

附 則

1. この細則は1978年（昭和53年）4月1日から適用し、1975年（昭和50年）4月1日に遡及する。
2. この細則の改正は理事会の議決により理事長が行い、その都度、組合員に通知し、翌年の総会で組合員に報告する。
3. この細則は、1996年（平成8年）4月1日から適用する。

## 組合費等の納入に関する細則

(総則)

第1条 細則は、男山団地E第 住宅管理組合規約第15条第1項および男山団地E第住宅管理組合規約等の細則（以下、「規約等の細則」という。）第4条第1項の規定に基づき組合費、修繕積立金、駐車料（以下「組合費等」という。）の納入に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(納入方法)

第2条 組合費等の納入方法についてこの細則に定めるほか、必要な事項については、理事会で定めることができる。

第3条 組合員は、別に定める組合費等を規約等の細則第4条第1項に定める口座に、当月分は当月20日までに納入するものとする。

(督促方法)

第4条 理事長は、組合費等を納入期限までに支払わない組合員（以下「滞納者」という。）に対して、督促を行うものとする。

2 納入の督促は、滞納状況に応じ、次の各号に掲げる方法で行うものとする。

- 一 3ヶ月未満の滞納者に対しては、電話または自宅訪問、その他適切な方法により督促を行うものとする。
- 二 3ヶ月を越える滞納者に対しては、配達証明付き内容証明郵便により督促するものとする。ただし必要に応じて弁護士に依頼できるものとする。
- 三 「支払督促」あるいは訴訟等による督促を行う場合は、原則として弁護士に依頼するものとする。

(遅延損害金)

第5条 組合員は、第3条に定める納入期限の翌日から起算して納入日までの滞納期間が1ヵ月を越える場合、この滞納期間の月数に応じて、年利14.6%の割合で計算した遅延損害金を管理組合に支払うものとする。ここで納入日とは、滞納されている組合費等が第3条における口座に振り込まれた日をいう。また、滞納月数の算定において、1ヶ月未満の日数は切り捨てる。

2 滞納者は滞納している組合費等の納入日を管理組合に届け出なければならない。

(督促費用の負担)

第6条 理事長は、滞納督促に要した切手代、印紙代等の諸費用を滞納者に請求できるものとする。

(裁判費用の請求)

第7条 理事長は、滞納者に対し組合費等の支払いを求めて訴訟を提起したときは、当該滞納者に対し、訴訟費用の他、弁護士費用を請求することができるものとする。



(附 則)

この細則は、2000 年（平成12年）4月1日から適用する。

## 専 門 委 員 規 約

(目的)

第1条 専門委員は男山団地E第 住宅管理組合格約第20条第9項及び第36条第4項に基づき、理事会及び理事役員で構成する委員会に助言支援をするものとし、理事役員が適切な判断、決定が出来るようにすることを目的とする。

(専門委員)

第2条 専門委員は理事長協議会に属する。理事長協議会は必要に応じ担当を設けることができる。

(選出)

第3条 専門委員の任命にあたっては、規約第20条第9項に基づき、理事会から推薦があったもので、総会の承認を得ることが必要とする。

(任期)

第4条 専門委員の任命にあたっては、規約第20条第9項に基づき、理事と同様とするが、総会の承認により引き続き再任することができる。

(専門委員の業務)

第5条 専門委員は理事会の求めにより、理事会へ出席して事案に対する助言をするものとする。また、各管理組合の理事で構成される委員会の求めにより、委員会に出席して事案に対する助言をするとともに、必要に応じて支援するものとする。なお、事案に対する判断、決定は理事が行うものとする。

(費用弁償)

第6条 専門委員の活動に要した費用については、理事役員と同様に実費弁償をするものとする。なお、専門委員は活動に費用を要する場合は、理事への事前の承認が必要とする。

(附則)

- 1 本規約は1998年（平成10年）4月1日より施行する。
- 2 本規約は2006年（平成18年）4月1日より施行する。（第2条(3)項追加）
- 3 本規約は2007年（平成19年）4月1日より施行する。（第2条(4)項追加）
- 4 本規約は2008年（平成20年）4月1日より施行する。
- 5 本規約は2012年（平成24年）4月1日より施行する。  
（第1、2、4、5条の改訂）
- 6 本規約は2014年（平成27年）4月1日より施行する。  
（第2条の改訂）

## 男山団地E地区集会所に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、男山団地E地区集会所（以下「集会所」という。）の土地および建物の所有権を男山団地E第1住宅管理組合から男山団地E住宅管理組合の6組合（以下「管理組合」という。）が京都府住宅供給公社より無償譲渡を受けた際に取り交わされた「男山団地E地区集会所の土地に関する覚書」および「男山団地E地区集会所の建物に関する覚書」（平成20年4月30日締結。以下「集会所に関する覚書」という。）に基づいて、管理組合が集会所の維持管理をすることを目的とする。

(所有権)

第2条 集会所の土地については管理組合の共有とする。ただし、管理組合が法人格を有しないことにより不動産所有権登記が出来ないため、集会所に関する覚書に基づき八幡市の嘱託登記により不動産登記名義人は八幡市になっている。

2 集会所の建物については、管理組合と京都府の共有とする。持分按分については、集会所に関する覚書に基づき455分の360を管理組合、455分の95を京都府とする。

(運営、維持管理)

第3条 集会所の運営およびそれに付随する管理業務は「男山E地区集会所使用管理運営規約」に基づき、「集会所管理運営委員会」がこれを行うものとする。

(修繕)

第4条 集会所の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、階段等主要構造部分及び次に掲げる附帯施設（給水栓、点滅器等構造上重要でないと認める部分を除く。）について大規模な修繕をする必要が生じたときは、「集会所に関する覚書」に基づき、京都府が修繕し、修繕に要する費用は管理組合及び京都府が持分に応じて負担するものとする。

附帯施設

- (イ) 給水施設
- (ロ) 排水施設
- (ハ) 電気施設
- (ニ) ガス施設
- (ホ) 消火施設
- (ヘ) 道

- 2 前1項の管理組合の負担については、構成各組合で平等に負担するものとする。
- 3 使用者の責めに帰すべき理由によって前1項の修繕をする必要が生じたときは、前1項の規定にかかわらず、使用者は管理組合の指示に従い修繕に要する費用を負

担しなければならない。

(附則)

1. 本規約は2009年（平成21年）4月1日より施行する。

## 男山団地 E 地区集会所使用管理運営規約

(目 的)

第 1 条 男山団地 E 地区集会所(以下「集会所」という。)は、E 地区住民の円滑な日常生活の維持向上のために行う集会、福利厚生事業等に使用するものとする。

(集会所委員会)

第 2 条 集会所の適正な管理運営を行うため、男山団地 E 第 1～第 6 住宅管理組合(以下「管理組合」という。)及び E 地区京都府営住宅自治会(以下「自治会」という。)から集会所委員を選出し、集会所委員会を構成する。

- 2 集会所委員の数は 7 名とし、管理組合から 6 名、自治会から 1 名をそれぞれ選出する。
- 3 この規約に定めるもののほか、集会所委員会の運営に関し必要な事項は、集会所委員会の協議により定める。

(役 員)

第 3 条 集会所委員会に次の役員を置く。

集会所委員長 (以下「委員長」という。)

集会所副委員長 (以下「副委員長」という。)

会計委員

- 2 役員は集会所委員の互選により選出する。ただし、副委員長は自治会選出集会所委員とする。
- 3 委員長は、集会所委員会の円滑な運営をはかるため、その事務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任務を遂行できなくなったときは、その職務を代行する。
- 5 会計委員は、第 10 条に規定する集会所会計に関する事務を行う。

(会計監査委員)

第 4 条 集会所会計の公正な運営を図るため、管理組合及び自治会からそれぞれ 1 名ずつ選出された会計監査委員を置く。会計監査委員は、管理組合は理事長協議会の環境・集会所担当者を充て、自治会は自治会長を充てる。

(任 期)

第 5 条 集会所委員及び会計監査委員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(使用許可及び不許可)

第 6 条 集会所を使用しようとする者は、集会所使用許可申請書(別記様式)に必要な事項を記入し、集会所委員会の許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、集会所の使用を許可しない。

- (1) 特定の宗教団体や政治目的等の使用
- (2) 営利を目的とした使用であると認められるとき
- (3) 建物、付属物または器具を損傷するおそれがあると認められるとき
- (4) E地区住民に迷惑をおよぼす恐れがあると認められるとき
- (5) その他、集会所の管理運営上支障があると認められるとき

(使用者の義務)

第7条 集会所を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと
- (2) 使用後は、ただちに原状に回復し、清掃すること
- (3) 建物、付属物または器具を毀損しないこと
- (4) 火災防止に万全の注意を払うこと
- (5) その他委員長の指示に従うこと

2 使用者の責に帰すべき事由によって、建物、付属物または器具を滅失または毀損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は委員長が定める。

(使用時間)

第8条 集会所の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

(使用区分及び使用料の徴収等)

第9条 集会所の使用時間等の区分及び使用料は別に定める。

2 使用料は、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、次の各号に定める場合を除き、還付しない。

- (1) 緊急の必要により、使用の許可を取り消したとき
- (2) 災害その他不可抗力により、使用できなくなったとき
- (3) その他、委員長がやむを得ない事由があると認めたとき

4 次の各号に定める場合においては、使用料を免除することができる。

- (1) 管理組合、自治会の集会・会議として使用するとき
- (2) 官公庁やその他の公益的な集会として使用するとき
- (3) 葬儀および災害時の対策本部または避難先として使用するとき
- (4) その他、委員長が特に必要があると認めるとき

(会計)

第10条 集会所の会計事務を処理するため、集会所会計を設ける。

2 集会所の管理運営に必要な経費は、集会所使用料、各管理組合及び自治会の均等割による分担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 会計年度区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査及び会計報告)

第 12 条 会計委員は、会計年度区分の集会所会計に関し、会計監査委員の監査を受け、すみやかに管理組合及び自治会に対し会計報告をしなければならない。

(規約の改廃)

第 13 条 集会所委員会は管理組合及び自治会の同意を得て、この規約を改廃することができる。

(委任規約)

第 14 条 この規約の施行に関し必要な事項は、集会所委員会の協議に基づいて、委員長が定める。

(付則)

1. この規約は昭和 51 年 12 月 1 日から施行する。
2. この規約の施行にあたり、京都府住宅供給公社との間に「男山 E 地区」集会所管理委託契約書」(別記覚書)及び「男山 E 地区集会所維持管理に関する覚書」(別記覚書)を交換する。
3. 集会所の管理については、別に管理委託規約を定め集会所委員会により承認された場合には、管理人を置くことが出来る。
4. 「男山団地 E 地区集会所建物に関する覚書」の締結(平成 20 年 4 月 30 日)により、上記附則 2 は廃止する。
5. 本規約は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
6. 本規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

\* 第 8 条第 1 項の集会所使用時間等の区分及び使用料については「生活のしおり」を参照。

# 自主防災組織設置要綱

## （設置目的）

第1条 男山団地E地区管理組合は、地域の連帯と相互扶助の精神に基づいて日ごろから防災意識の高揚を図るとともに、地震・風水害等の災害が発生した場合においては、災害応急対策の万全を期し、地域の秩序と安全確保をはかるために自主防災組織を設置する。

## （組織の構成と名称）

第2条 自主防災組織は、管理組合の全組合員を構成員として第1から第6までの管理組合ごとに自主防災分隊（以下「防災分隊」という）を組織し、その統合組織を男山団地E地区管理組合自主防災隊（以下「防災隊」という）と称する。

## （役職員）

第3条 防災隊及び防災分隊の役職員は、管理組合の理事・前理事及び管理組合員のなかから防災の知識・技能を有する者を、各管理組合理事会が委嘱する。

2 防災隊及び防災分隊の役職員は次のとおりとする。

- ア 防災隊に、隊長、副隊長、幹事及び監査役を置く。
- イ 防災分隊に、分隊長及び副分隊長を置く。
- ウ 防災分隊の各班に、班長及び副班長を置く。

## （組織とその任務）

第4条 第1条の目的を遂行するために、防災分隊に次の班を置き、それぞれ別表に定める任務を分担・遂行する。ただし、災害の状況によっては、その任務に関わらず活動するとともに、各防災分隊が連携して活動する。

「情報連絡班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、物資集配班」

## （防災幹事会）

第5条 防災隊の運営及び活動について協議するため防災幹事会を置く。

2 防災幹事会は、隊長、副隊長及び幹事によって構成する。

## （対策本部）

第6条 隊長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、E地区集会所に対策本部を設置し、役職員を招集する。ただし、本部は災害の状況により移動する。

## （市その他団体との協力体制）

第7条 防災隊は、災害応急対策の万全を期するため、市及び隣接の自治会等と常に緊密な連絡を取り、応援協力体制を確立しておくものとする。

## （隊員の活動）

第8条 防災分隊の隊員は、災害初期における活動の主体として、日ごろから互いに防災に心がけ、災害に対しては一致協力して地域内の情報連絡・初期消火・救出救護・避難誘導・物資集配等の活動を行う。



(各世帯の心得)

第9条 自主防災組織の構成員である各世帯は、いつ、どこでも災害に対処できるように、日常の備えを身につけるとともに、防災隊の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

(委 任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、この組織の運営に必要な事項は防災幹事会で定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成23年4月18日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

# 男山団地E地区管理組合自主防災隊運営規約

## (組織と名称)

第1条 この組織は、管理組合ごとに組織する自主防災分隊の統合組織であり、男山団地E地区管理組合自主防災隊（以下「防災隊」という）と称する。

## (事務所の所在地)

第2条 防災隊の事務所は、男山団地E地区管理組合内に置く。

## (目的)

第3条 防災隊は、その構成員である組合員の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動により、地震、風水害等（以下「地震等」という）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (防災計画)

第4条 防災隊は、前条の目的を達成するために、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- ① 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務に関する事項。
- ② 災害予防及び防災知識の普及に関する事項。
- ③ 防災訓練の実施に関する事項。
- ④ 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び物資集配

等に関する事項。

- ⑤ 防災資機材等の備蓄に関する事項。
- ⑥ 自主防災分隊の活動に関する事項。
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事項。

## (事業)

第5条 防災隊は、防災計画に定められた事項を具体化、推進するための各種事業を行う。

## (役職員)

第6条 防災隊、防災分隊及びその各班の役職員の分担は、別表のとおりとする。

2 役職員の任期は、1年とする。ただし再任することができる。

## (役職員の任務)

第7条 隊長は、防災隊を代表し、隊務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長の事故ある時は、その職務を行う。
- 3 幹事は、防災幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。
- 4 監査役は、防災隊の会計を監査する。
- 5 防災分隊役職員の任務は、これに準じる。

## (会議)

第8条 防災隊の会議は、総会及び防災幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は、全組合員を以って構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催する。なお、総会は、男山団地E地区管理組合総会と兼ねて開催することができる。

3 総会は、隊長の委任をうけて各管理組合理事長が招集する。

4 総会は、次の事項について審議する。

- ① 規約の改正に関する事項。
- ② 防災計画の作成及び改正に関する事項。
- ③ 事業計画に関する事項。
- ④ その他総会が特に必要と認めた事項。

5 総会は、その付議事項の一部を防災幹事会に委任することができる。

(防災幹事会)

第10条 防災幹事会は、隊長、副隊長及び幹事によって構成する。

2 防災幹事会は、防災計画の具体化、推進に関わる次の事項を審議し、実施する。

- ① 総会に提出すべき事項。
- ② 総会により委任された事項。
- ③ その他防災幹事会が特に必要と認めた事項。

(経費)

第11条 防災隊の運営に要する経費は、男山団地E地区管理組合総会の議決を経て定めた分担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を男山団地E地区管理組合総会に報告しなければならない。

(附則)

1 この規約は、平成23年4月18日から施行する。

2 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

## 自主防災組織設置要綱及び同運営規約の別表

| 男山団地E地区管理組合 自主防災隊     |                   |                            |
|-----------------------|-------------------|----------------------------|
| 主たる業務：自主防災隊の運営及び活動の協議 |                   |                            |
| 役職員等                  | E地区管理組合役員等の分担者    |                            |
| 隊 長                   | 防災・防犯委員会の委員長      |                            |
| 副 隊 長                 | 防災・防犯委員会の防災担当副委員長 |                            |
| 分隊長兼幹事                | 4名                | 隊長及び副隊長以外の各自主防災分隊の分隊長      |
| 幹 事                   | 2名                | 理事長協議会の代表及び副代表             |
| 副 分 隊 長               | 6名                | 各自主防災分隊の副分隊長               |
| 監 査 役                 | 2名                | 管理組合理事長協議会の副代表の所属する管理組合の監事 |
| 構 成 員                 | E地区各管理組合の全組合員     |                            |
|                       |                   |                            |
| 第1～第6管理組合 自主防災分隊      |                   |                            |
| 主たる業務：災害初期における活動の主体   |                   |                            |
| 役職員等                  | E地区各管理組合役員等の分担者   |                            |
| 分 隊 長                 | 副理事長（防災・防犯担当）     |                            |
| 副 分 隊 長               | 前年度副理事長           |                            |
| 情報連絡班                 | 班 長               | 理事長                        |
|                       | 副 班 長             | 前年度理事長                     |
| 初期消火班                 | 班 長               | 自治担当理事                     |
|                       | 副 班 長             | 前年度自治担当理事                  |
| 救出救護班                 | 班 長               | 建物担当理事                     |
|                       | 副 班 長             | 前年度建物担当理事                  |
| 避難誘導班                 | 班 長               | 環境・集会所担当理事                 |
|                       | 副 班 長             | 前年度環境・集会所担当理事              |
| 物資集配班                 | 班 長               | 会計担当理事                     |
|                       | 副 班 長             | 前年度会計担当理事                  |
| 構 成 員                 | E地区各管理組合の全組合員     |                            |

男山団地E住宅管理組合  
提出書類、その他書類

2014年度(平成26年度)

組合員提出書類およびその他書類

| No. | 提出書類                          | 様式    |
|-----|-------------------------------|-------|
| ①   | 組合員資格変更届                      | 様式Ⅰ   |
| ②   | 組合の承認を要する行為の届け出書              | 様式Ⅱ   |
| ③   | 組合費・駐車場使用料支払者等届               | 様式Ⅲ   |
| ④   | 共同部分の損傷届                      | 様式Ⅳ   |
| ⑤   | 誓約書（住宅所有者）                    | 様式Ⅴ-1 |
| ⑥   | 誓約書（賃貸契約者）                    | 様式Ⅴ-2 |
| ⑦   | 組合員不在届                        | 様式Ⅴ-3 |
| ⑧   | 駐車場利用願い兼使用者原簿                 | 様式Ⅵ   |
| ⑨   | 駐車場使用取り下げ申出書                  | 様式Ⅶ   |
| ⑩   | 駐車の種類・ナンバーの変更届                | 様式Ⅷ   |
| ⑪   | 男山団地E地区集会所使用許可申請書兼誓約書         | 様式Ⅸ   |
| ⑫   | 男山団地E地区集会所使用許可書               | 様式Ⅹ   |
| ⑬   | 男山団地E地区集会所使用上の心得、集会所使用後のチェック表 | 様式Ⅺ   |
| ⑭   | リフォーム等の工事申請届                  | 様式Ⅻ-1 |
| ⑮   | リフォーム等の工事完了届                  | 様式Ⅻ-2 |

## 組合員資格変更届

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏 名 ㊟

資格変更日 (取得・そう失) 年 月 日

理由

新資格者 氏 名 ㊟

旧住所

旧資格者 氏 名 ㊟

新住所

本届書を提出するときは組合費等支払者変更届、駐車場使用願等も同時に提出して下さい。尚、関係官庁への手続も済ませて下さい。

## 組合の承認を要する行為の届け出書

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏 名 ㊟

この度下記の通り建物構造の変更・重量物の搬入・設備の設置を行いますので承認願います。

変更等の予定日 年 月 日より

内容（できるだけ詳しく記入して下さい。図面・資料・仕様書等。ここに書き込まれない時は別紙で提出して下さい。）

上記に関し当組合は下記の通り決定しました。

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合

理事長 ㊟



## 組合費・駐車場使用料支払者等届

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏 名 ㊟

開始日（変更日） 年 月 日

旧支払者 氏 名 ㊟

住 所

口座番号

新支払者 氏 名 ㊟

住 所

口座番号

理 由

## 共用部分の損傷届

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏 名 ㊟

損 傷 日 年 月 日

補修予定日 年 月 日

損傷場所及び損傷状況 (具体的に記入して下さい。)

補修方法及び施工者

費用の支払方法

承認

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合

理事長 ㊟

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長

殿

E 棟 号

譲受人

印

## 誓 約 書

私は、この度、  
（譲渡人）より  
会社（仲介業者）を仲介者として男山団地E 棟 号室を譲り受けることになりましたが、売買契約を締結するにあたって下記の事項を誓約します。

記

1. 男山団地E住宅管理組合同規約及び同使用細則に定める事項を遵守すること。
2. 自らが暴力団構成員でないこと。
3. 自らの専有部分を、暴力団構成員、組織等に譲渡又は貸与しないこと。

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長

殿

E 棟 号

賃借人

⑩

## 誓 約 書

私は、この度、 (貸主) より 会社 (仲介業者) を  
仲介者として男山団地E 棟 号室を借り受けることになりましたが、賃貸契約を締  
結するにあたって下記の事項を誓約します。

記

1. 男山団地E住宅管理組合同規約及び同使用細則に定める事項を遵守すること。
2. 自らが暴力団構成員でないこと。
3. 自らの専有部分を、暴力団構成員、組織等に譲渡又は貸与しないこと。

# 組 合 員 不 在 届

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏名 ㊟

不在時間 年 月 日 ～ 年 月 日

理由

尚、不在中規約等に定める権利・義務（組合費支払・総会での議決等）は下記のものが継承します。

氏 名 ㊟

住 所

所有者の新住所

# 駐車場利用願い兼使用者原簿

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏 名 ㊟

使用開始日 年 月 日

駐車料振替口座番号

添付書類 駐車料口座振替依頼書

| 車 種 | 車のナンバー | 備 考 |
|-----|--------|-----|
|     |        |     |

男山団地E第 住宅管理組合

理事長 ㊟

## 駐車場使用取り下げ申出書

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏 名 ㊟

使用中止日 年 月 日

車 種

ナンバー

本申出書を提出するときは、駐車場使用中止を警察に申し出て下さい。

## 駐車の車種・ナンバーの変更届

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長 殿

E 棟 号

氏 名

印

変 更 日 年 月 日

旧 車 種

ナンバー

新 車 種

ナンバー



## リフォーム等の工事申請届

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長

殿

E 棟 号

申請者

㊞

連絡先電話番号

私は、下記の通り専有部分の工事を行いますのでお届けいたします。

この工事を行うに当たっては、下記の禁止事項およびリフォームの指針を遵守するとともに近隣住民などに極力迷惑をおよぼさないよう配慮いたします。

尚、万が一近隣住民などからクレームが生じた場合は自主的に誠意をもって解決いたします。

また、工事完了後には、速やかに別紙届出書に基づいて完了届を提出いたします。

- 禁止事項
1. 住宅の増築
  2. 主要構造物に悪影響をおよぼす行為
  3. 共用部分の機能および外観を損なう行為
  4. 建築基準法、消防法等の関連法規に適合しない行為

## 記

1. 工事内容（できるだけ図面を付けて解りやすく具体的に）

2. 工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 工事施行者 名称  
住所 〒  
電話番号  
担当者

注 (1) 書類の届け出順序 各階段理事→建物委員→理事長

(2) 工事申請届は2週間前までに提出して管理組合の確認を得てください。

## リフォーム等の工事完了届

年 月 日

男山団地E第 住宅管理組合理事長

殿

E 棟 号

申請者

㊞

連絡先電話番号

年 月 日付で届け出しました工事が完了しましたので下記により報告いたします。

### 記

1. 完了日 年 月 日

2. 申請者の感想

（工の項目はE地区の居住者が今後施工業者を選定するに当たって参考にするもので、

公表する場合は申請者を匿名にして公表しますので、ご協力をお願いいたします。

（1）工事の出来栄えについてチェックしてください。

a. 満足している      b. 普通と思う      c. 良くなかった

（2）工事の出来栄えが「c. 良くなかった」にチェックされた方をお願いします。

① 施工の品質が良くなかった。

ご意見

② その他のご意見